

令和 5 年 第 6 回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第 1 号～第 5 号 専決処分の報告について

議案第 1 号 字区域の変更について

- ・字の飛地の解消を図るため、字区域の変更をしようとするもの

変 更 前		⇒	変 更 後	
大 字	字		大 字	字
清水	谷端		野田	東下町
			野田	谷端
中野台	谷向の一部		野田	東中町
上花輪	谷向の一部		野田	弁天谷津

議案第 2 号 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・野田市特別職報酬等審議会の答申を受け、野田市議会の議員及び野田市常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの

(1) 改正条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第 1 条及び第 2 条）

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（第 3 条及び第 4 条）

(2) 改正内容

野田市議会の議員及び野田市常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合

	令和 5 年 1 2 月支給分（第 1 条及び第 3 条による改正）	令和 6 年度以降支給分（第 2 条及び第 4 条による改正）
改正前	2. 1 2 5 月	2. 1 2 5 月及び 2. 3 7 5 月 (計 4. 5 0 月)
改正後	2. 3 7 5 月 (0. 2 5 月引上げ)	2. 2 5 月を 2 回 (計 4. 5 0 月)

- (3) 施行期日 公布の日。ただし、第 1 条及び第 3 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号 野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・人事院勧告及び諸般の事情を考慮し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表等を改定しようとするもの

(1) 改正条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（第1条及び第2条）

野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第3条及び第4条）

(2) 改正内容

- ① 定年前再任用短時間勤務職員を除く一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合の改定（第1条及び第2条関係）

		令和5年12月支給分（第1条による改正）	令和6年度以降支給分（第2条による改正）
改正前	期末手当	1.20月	1.20月及び1.25月 (計2.45月)
	勤勉手当	1.00月	1.00月及び1.05月 (計2.05月)
改正後	期末手当	1.25月 (0.05月引上げ)	1.225月を2回 (計2.45月)
	勤勉手当	1.05月 (0.05月引上げ)	1.025月を2回 (計2.05月)

- ② 定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の支給割合の改定（第1条及び第2条関係）

		令和5年12月支給分（第1条による改正）	令和6年度以降支給分（第2条による改正）
改正前	期末手当	0.675月	0.675月及び0.70月 (計1.375月)
	勤勉手当	0.475月	0.475月及び0.50月 (計0.975月)
改正後	期末手当	0.70月 (0.025月引上げ)	0.6875月を2回 (計1.375月)
	勤勉手当	0.50月 (0.025月引上げ)	0.4875月を2回 (計0.975月)

- ③ 一般職の職員の給料表の改定（第1条関係）

行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)を1,000円から12,000円増額改定

- ④ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定（第3条及び第4条関係）

		令和5年12月支給分（第3条による改正）	令和6年度以降支給分（第4条による改正）
改正前		1.65月	1.65月及び1.75月 (計3.40月)
改正後		1.75月（0.10月引上げ）	1.70月を2回（計3.40月）

- ⑤ 特定任期付職員の給料表の改定（第3条関係）

1号給から7号給までの給料月額を4,000円から9,000円増額改定

- (3) 施行期日 公布の日。ただし、第1条及び第3条の規定は令和5年4月1日から適用し、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第4号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額措置に関する規定等を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 出産被保険者（出産する予定の被保険者又は出産した被保険者）に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の規定を追加する。
- ② 出産被保険者に関する届出の規定を追加する。

(2) 施行期日 令和6年1月1日

- (3) 経過措置 改正後の第38条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第5号 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について（先議）

- ・太陽光事業について、発生の懸念が高まっている事故等の危険性を低減し、適切な事業を誘導することを目的に、届出制から許可制へ変更するとともに、適用範囲に関する規定等を整備するため、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の全部を改正しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 届出制から許可制への変更

現行条例では、設置事業着手前に届出を求める届出制となっているところ、太陽光事業開始前に許可を受けることを必要とする許可制に変更する。

② 適用範囲の拡大

現行条例では、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る太陽光事業を届出の対象としているところ、10キロワット以上の太陽光発電設備に係る太陽光事業を許可対象に拡大する。

③ 土地の所有者の責務の規定

太陽光事業終了後等に事業者が必要な措置を講じない場合には土地の所有者が必要な措置を講ずる責務を有することを規定する。

④ 土地の貸借前の事前相談

土地を借りて太陽光事業を行うことを予定する者及び当該土地の所有者は、土地に係る契約を締結する前に市長に相談しなければならないことを規定する。

(2) 施行期日 令和6年1月1日

(3) 経過措置

- ① この条例の施行の日において改正前の第8条第1項の規定による協議を開始している設置事業及び当該設置事業に係る発電事業並びに平成31年3月31日以前に特定契約の申込みをした者が行う発電事業については、改正後の第8条から第23条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- ② 平成31年3月31日以前に開始された発電事業及びこの条例の施行の日前に設置事業に着手した発電出力が10キロワット以上30キロワット未満の太陽光発電設備に係

る太陽光事業については、改正後の第8条から第23条までの規定は適用しない。

- ③ この条例の施行の日において太陽光事業を行うことを予定する土地の貸借契約が締結されている場合については、改正後の第8条第1項の規定による事前相談は、この条例の施行の日以後速やかに行わなければならない。

議案第6号 野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 保育環境の改善及び運営の効率化を図るために直営による学童保育所と委託による第二学童保育所の運営を一本化すること、並びに児童の安全を確保するために学校敷地外の学童保育所を校舎内に移設することに伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 柳沢第二学童保育所を廃止し、柳沢学童保育所の収容定員を38人から76人に変更する。
- ② 川間学童保育所の位置を川間小学校の位置（野田市中里934番地）とし、収容定員を45人から40人に変更する。
- ③ 七光台第二学童保育所を廃止し、七光台学童保育所の位置を七光台小学校の位置（野田市七光台20番地の1）とし、収容定員を42人から58人に変更する。
- ④ 尾崎第二学童保育所を廃止し、尾崎学童保育所の収容定員を38人から76人に変更する。
- ⑤ 関宿中央第二学童保育所を廃止し、関宿中央学童保育所の収容定員を40人から80人に変更する。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

議案第7号 野田市虐待防止条例の制定について

- ・ 児童、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止を図り、もって児童、高齢者及び障がい者の権利利益の擁護に資することにより、虐待のない社会を確立し、「夢のある住みよいまち」
- ・ 「元気で明るい家庭を築けるまち」を実現することを目的に制定しようとするもの

(1) 主な制定内容

① 前文

平成31年1月に発生した、あってはならない痛ましい児童虐待死亡事件を踏まえ、事件の再発防止に全力で取り組んできたこと、本市における児童虐待はいまだ後を絶たず、全国的にも増加の一途をたどっていること、さらに、高齢者及び障がい者に対する痛ましい虐待も後を絶たず、大きな社会問題となっていることに触れ、市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び地域社会がその責務及び役割を果たし、連携し、市民の生命及び安全で安心な生活を守るとともに、事件後に高まった虐待防止に対する意識を風化させないためにこの条例を制定することを規定する。

② 第1章 総則（第1条—第9条）

虐待のない社会を実現するため、本条例制定の目的、基本理念並びに市、関係機関、養護者等、施設等関係者、関係団体及び市民の責務等について規定する。

③ 第2章 児童虐待（第10条—第21条）

- ・ 虐待通告から虐待を受けた児童及び保護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応に

について、市の具体的な取組を規定する。

- ・妊娠期からの支援及び乳児家庭全戸訪問事業等を活用した虐待の未然防止の取組のほか、児童虐待防止推進月間を設け、関係機関と連携して、必要な広報及び啓発を実施しなければならないことを規定する。

④ 第3章 高齢者虐待（第22条—第35条）

第1節を養護者による高齢者虐待、第2節を養介護施設従事者等による高齢者虐待とし、虐待通報から虐待を受けた高齢者及び養護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応について、市の具体的な取組を規定する。

⑤ 第4章 障がい者虐待（第36条—第46条）

- ・虐待通報から虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援までの虐待防止等に係る対応について、市の具体的な取組を規定する。
- ・障害者福祉施設従事者等からの虐待及び利用者からの虐待に対する取組を規定する。

⑥ 第5章 虐待防止対策庁内連絡会（第47条）

児童、高齢者及び障がい者に係る虐待への対応を統一性及び実効性をもって推進するため、虐待防止対策庁内連絡会を設置し、虐待への取組や課題等についての情報交換、協議、検証及び改善を行うことを規定する。

⑦ 第6章 議会への報告（第48条・第49条）

- ・市長は、市内外を問わず、児童、高齢者及び障がい者の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事案が発生したときは、調査研究し、議会に報告すること及び毎年度、本条例の目的の達成に向けて前年度に実施した取組の概要を議会に報告することを規定する。
- ・議会は、市長の報告の評価及び検証をするため、その詳細の報告を求めることができることを規定する。

(2) 施行期日 令和6年1月1日

議案第8号 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・瀬戸上ノ台地区の地区整備計画に係る都市計画決定に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

瀬戸上ノ台地区地区整備計画区域について次の規定を整備するもの

- ① 区域（別表第1）
- ② 建築物の用途の制限（別表第2）
- ③ 容積率、建蔽率及び最低敷地面積（別表第3、第4及び第5）
- ④ 建築物の壁面の位置の制限（別表第6）
- ⑤ 建築物の高さの最高限度（別表第7）

(2) 施行期日 公布の日

議案第9号 野田市開発事業等に係るまちづくり条例の制定について

- ・良好な近隣関係の保持を図るとともに、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び景観の保全に影響を及ぼすような開発事業等を抑制するため、開発事業等に係る構想段階での計画の公開並びに紛争解決のあっせん及び調停の規定等を整備しようとするもの

(1) 主な制定内容

- ① 前文において、住宅地に近接して物流施設などの大規模建築物が建設されると、日影などにより周辺の良い生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、このような建設を抑制するなど、地域住民等と開発事業者が相互理解の精神による建設的な話合いに努めることにより、安心して笑顔で暮らせる自然豊かなまち・「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現に資するためにこの条例を制定することを規定する。
- ② 対象となる開発事業等は、開発区域の面積が 5,000 平方メートル以上の開発行為又は延べ面積が 10,000 平方メートル以上、計画戸数が 100 戸以上の共同住宅若しくは建築物の高さが 20 メートル以上の大規模建築物若しくはボーリング場、ぱちんこ屋等の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の特定用途建築物の建築と規定する。
- ③ 事業者は、開発事業等に係る構想が変更できる間に、構想等を周知し、地域住民等の意見の申出を受けること及び当該意見を事業計画の参考とする努力義務があることを規定する。
- ④ 事業者は、開発事業等に関する計画を地域住民等に対する説明会等により周知し、地域住民等の要望の申出を受けること及び要望への対応は書面により回答することを規定する。
- ⑤ 地域住民等と開発事業者との間に構想又は事業計画に係る紛争が発生し、双方から調整の申出があったとき等は、市があっせんを行うことを規定する。
- ⑥ あっせんが紛争が解決せず、あっせんを打ち切った後、紛争当事者の双方から市に調停に付することの申出があったとき等は、市は、開発事業等紛争調停委員会に調停を付することを規定する。
- ⑦ 市は、構想の届出、構想公開板の設置、構想に対する意見の報告、事業計画の届出、計画公開板の設置、説明会の開催、説明会の開催の報告及び住民の要望への対応の報告を回答しない事業者は、当該行為をすることを勧告することができることを規定する。
- ⑧ 勧告を受けた事業者が、勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所、勧告の内容を公表することができることを規定する。

(2) 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

(3) 経過措置

この条例の規定は、次に掲げる開発事業等については、適用しない。

- ① この条例の施行の日前に市長との協議を開始した開発行為又は建築物を建築する行為に関する事業計画に係る開発事業等
- ② この条例の施行の日前に市長に行った都市計画法第 21 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による提案に係る開発事業等

議案第10号 野田市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

- ・歴史的又は文化的な価値を有する興風会館を地域の資産として良好な状態で次代へ継承することを目的に、その保存及び活用並びに安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めようとするもの

(1) 主な制定内容

① 保存建築物としての登録等（第3条―第6条）

建築基準法第3条第1項第3号に基づく建築基準法等の適用除外を受けるための保存建築物としての登録に関する手続等について規定する。

② 保存建築物等に関する制限（第7条―第14条）

現状変更の規制及び保存のための措置について規定する。

(2) 施行期日 令和6年1月1日

議案第11号 野田市道路線の認定について

・路線整理のため、認定しようとするもの

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 開発行為に伴い、市道路線として認定するもの | 2 路線 |
| (2) 道路の払下げに伴い、残存道路部を市道路線として認定するもの | 1 路線 |
| (3) 既存道路の整理に伴い、市道路線として認定するもの | 1 路線 |

議案第12号 野田市道路線の廃止について

・路線整理のため、廃止しようとするもの

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 道路の払下げに伴い、市道路線を廃止するもの | 2 路線 |
| (2) 既存道路の整理に伴い、市道路線を廃止するもの | 2 路線 |

議案第13号 令和5年度野田市一般会計補正予算（第9号）

議案第14号 令和5年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和5年度野田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和5年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 令和5年度野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）